

第2節 新しい少子化対策の概要と今後の取組の方向

1 新しい少子化対策の視点 (新しい少子化対策の特徴)

新しい少子化対策は、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、社会全体の意識改革と、子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充という2点を重視し、後述するとおり新たな視点を整理した上で、40項目にわたる具体的な施策を掲げている。

特に、家族・地域の絆の再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進を強調していること、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという観点も加えて、子育て支援策の強化を打ち出していること、成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまで、子どもの成長に応じて、年齢進行ごとの4期に分けて子育て支援策を掲げていること、などが特徴的な点といえる。

(少子化対策の拡充・強化・転換と緊急性)

まず、少子化の状況及びこれまでの少子化対策に対する認識として、

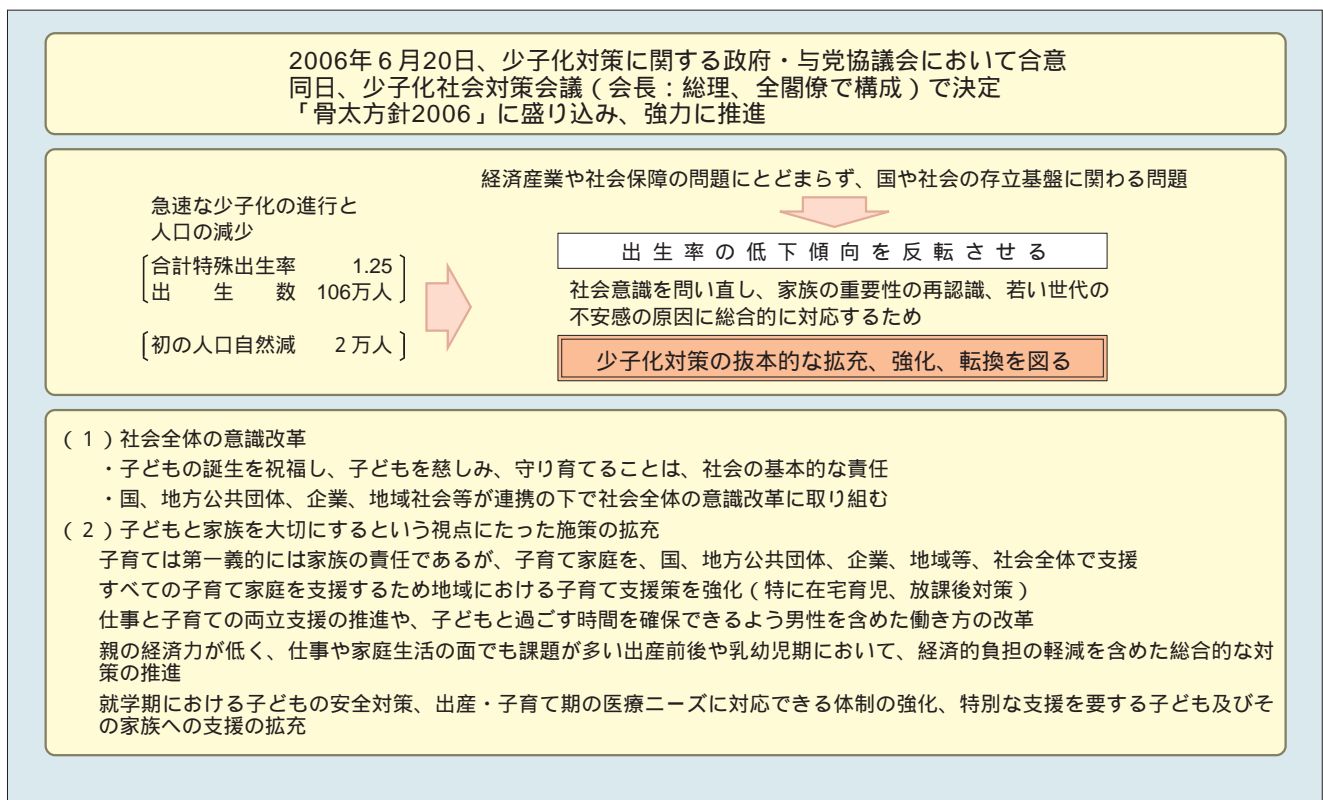
2005(平成17)年は、総人口が減少に転じる人口減少社会が到来し、出生数、合計特殊出生率ともに過去最低を記録したこと

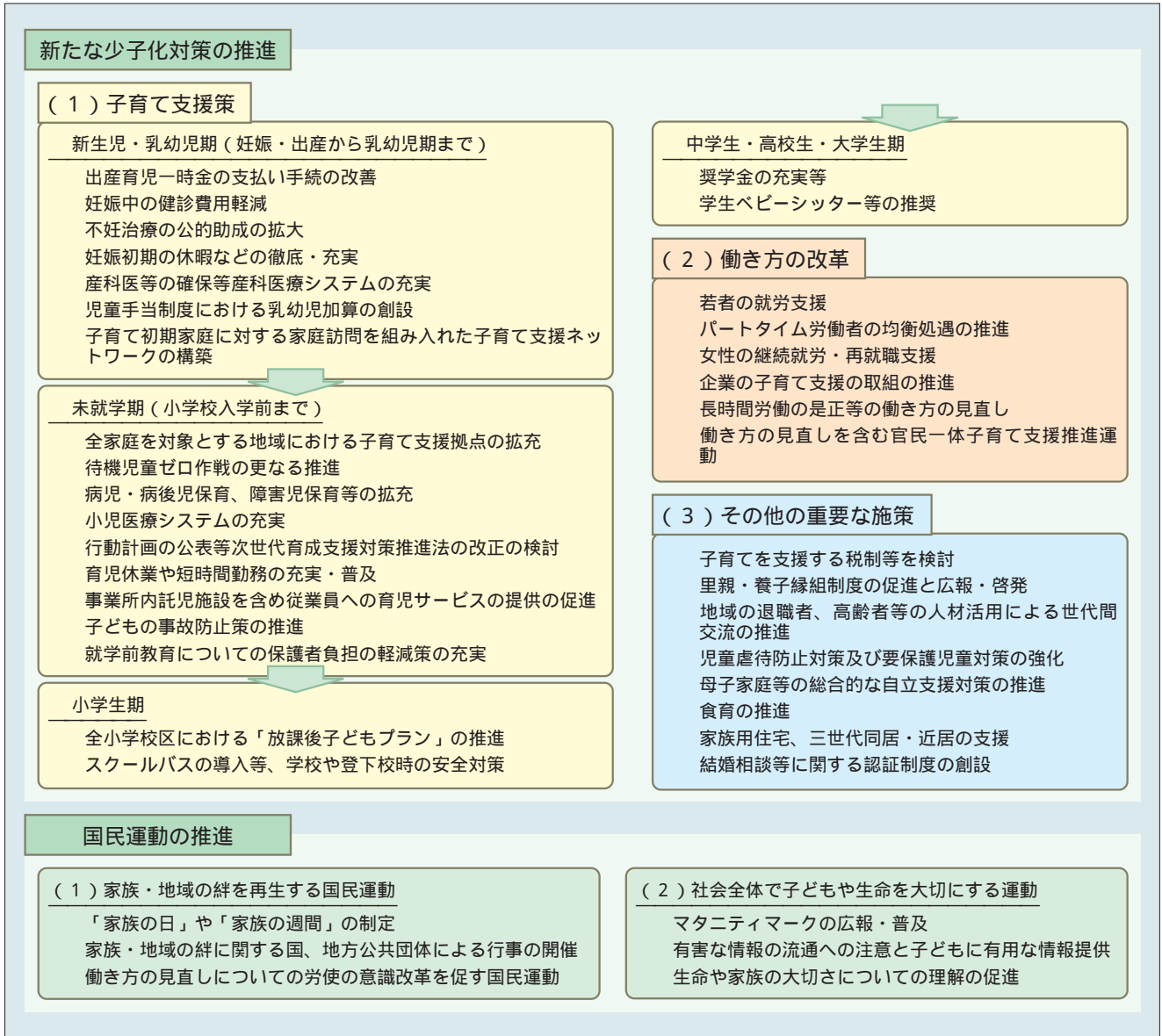
こうした少子化傾向が続くと、人口減少は加速度的に進行し、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる問題となること

1990年代半ばからの従来対策のみでは、少子化の流れを変えることができなかつたことを深刻に受け止める必要があることという点を指摘する。

そして、出生率の低下傾向の反転に向け、少子化の背景にある社会意識を問い直し、家族の重要性の再認識を促し、また若い世代の不安感の原因に総合的に対応するため、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図っていかなければ

第1-2-6図 新しい少子化対策の概要





ばならない。また、第2次ベビーブーム世代がまだ30代であるのもあと5年程度であることを考えると、速やかな対応が求められるとしている。

（社会全体の意識改革）

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育てていくことや家族の大切さが理解されることが重要であり、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えるような社会であってこそ、出生率向上のための各種支援策が効果を発揮する。家族の絆や地域の絆を強化するために、国、地方自治体、企業、地域社会等が連携の下で社会全体の意識改革に取り組むことが重要で

あるとしている。

（子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充）

子どもを持ちたいという国民の希望に応え、子どもを安心して生み、育てやすくする環境整備のための支援策をさらに拡充していくことが重要であるとし、子育て家庭は子どもの成長に応じて様々なニーズや懸念を有していることから、少子化対策は総合的、体系的、多角的に立案され、以下の5つの考え方に沿って重点的に推進する必要があるとしている。

子育ては第一義的には家族の責任であるが、子育て家庭を、国、地方自治体、企業、

地域等、社会全体で支援する。

すべての子育て家庭を支援するため、地域における子育て支援策（在宅育児や放課後対策も含む）を強化する。

仕事と子育ての両立支援の推進や、子どもと過ごす時間を十分に確保できるように、男性を含めた働き方の見直しを図る。

親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を含め総合的な対策を講じる。

就学期における子どもの安全確保や、出産・子育て期の医療ニーズに対応できる体制の強化、特別な支援を要する子ども及びその家族への支援を拡充する。

2 新しい少子化対策の概要

（子育て支援策と働き方の改革の推進）

新しい少子化対策では、前述した視点を踏まえ、2005（平成17）年度から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進にあわせ、次に述べるような子育て支援策及び働き方の改革を推進することとし、歳出・歳入一体改革の中で必要な財源の確保とあわせて、平成19年度予算編成過程において検討するものとしている。

（子育て支援策）

子育て支援策については、子どもの成長に応じて、「新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）」、「未就学期（小学校入学前まで）」、「小学生期」、「中学生・高校生・大学生期」の4期に分けて、新たな施策を中心に20の施策を掲げている。

新生児・乳幼児期では、出産育児一時金の支払い手続きの改善、妊娠中の健診費用の負担軽減、不妊治療の公的助成の拡大といった出産費用の負担軽減、妊娠初期の休暇などの徹底・充実、産科医等の確保等産科医療シス

テムの充実、児童手当制度における乳幼児加算の創設、子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築と、安心して出産できる環境整備を推進するとともに、子どもが乳幼児期にある子育て家庭を支援する。

未就学期では、全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充、待機児童ゼロ作戦の更なる推進、病児・病後児保育、障害児保育等の拡充、小児医療システムの充実、行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討、育児休業や短時間勤務の充実・普及、事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進、子どもの事故防止策の推進、就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実と、子育ての喜びを感じながら育児ができるように子育て家庭への支援と地域の子育てサービスの充実を図る。

小学生期では、放課後時間を有意義に過ごすことができるよう、全小学校区における「放課後子どもプラン」を推進するとともに、スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策を図る。

中学生・高校生・大学生期では、奨学金の充実等、教育費負担の軽減を図るとともに、学生のベビーシッターを養成する。

（働き方の改革）

若者の就労支援やパートタイム労働者の均衡処遇の推進、女性の再就職支援等「再チャレンジが可能な仕組みの構築」を推進するとともに、企業の子育て支援の推進や長時間労働の是正、働き方の見直しを含む官民一体子育て推進運動など、従来の働き方を改革する。

（その他重要な施策）

その他の重要な施策として、子育てを支援する税制等の検討、里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発、地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進などを図る。

（国民運動の推進）

前述した子育て支援策及び働き方の改革における具体的な支援施策の強化、拡充にあわせ、長期的な視点に立って社会の意識改革を促すため、家族・地域の絆を再生する国民運動、社会全体で子どもや生命を大切にす運動といった国民運動を展開する。家族・地域の絆を再生する国民運動については、「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域の絆に関する国、地方自治体による行事の開催、働き方の見直しについての労使の意識改革を促す国民運動を掲げている。また、社会全体で子どもや生命を大切にす運動については、マタニティマークの広報・普及、有害な情報の流通への注意と子どもに有用な情報の提供、生命や家族の大切さについての理解の促進を掲げている。

3 今後の取組の方向

（新しい少子化対策に基づく総合的な少子化対策の推進）

新しい少子化対策は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（基本方針2006）（2006年7月7日閣議決定）に明確に反映されている。

基本方針2006では、まず第1章の「日本経済の現状と今後の課題」において、わが国が直面する国内の3つの課題のひとつとして、「全力を挙げて少子化対策に取り組み、少子化に歯止めをかけなければならない」としている。

第4章の「安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現」の中で、最初に「総合的な少子化対策の推進」を掲げ、「『新しい少子化対策について』に基づき、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ることが必要である」とし、妊娠・出産から高校・大学生時まで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策と働き方の改革を推進する、社会の意識改革を進めるため、家族・地域の絆を再生する国民運動を展開する、と明記している。

（今後の展望）

新しい少子化対策の冒頭で述べられているとおり、昨年（2005年）は、日本が1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来し、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.25と、いずれも過去最低を記録した。

本年になってからの出生数は2月以降前年同月を上回っており、明るいきざしがみられるものの、昨年の出生数の減少幅（約4万8千人減）を回復するまでには至っていない。長期的にみれば、合計特殊出生率が反転したとしても、出生数は母体となる女性の出産年齢人口（概ね15歳以上49歳未満人口）そのものが減少していくため、減少傾向は続いていくものと予想される。

今後、このまま少子化傾向が続けば加速度的に人口が減少していく。こうした人口減少の度合いを緩和し、次代を担うように生まれてきた子どもが健全に成長し、そして子育て家庭において男性も女性も仕事と育児を両立させ、子育てに喜びと生きがいを感じられるようにしていくためにも、少子化対策の一層の充実が必要である。

新しい少子化対策では、「出生率の低下傾向を反転させる」という目標を設定しているが、補章で述べるとおり、欧州諸国の最近の人口動向をみても、出生率の低下傾向の流れを変えることは決して不可能なことではない。そのためには、第2次ベビーブーム世代やその後の世代という、わが国にとってまだ20代、30代の人口層が厚い時期にインパクトがある少子化対策を講ずる必要があり、新しい少子化対策を速やかに実施に移していくことが極めて重要である。

（少子化対策は国の基本にかかわる最重要政策課題）

新しい少子化対策では、最後に、

少子化問題は、わが国の在り方が問われている課題であり、各種の施策を組み合わせつ

つ、国、地方公共団体、職域、地域、家族、個人など、社会を構成するすべての主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、子どもと家族を大切にす視点に立って積極的に取組を進めていくとともに、進捗状況を検証し、充実に努める必要があること

厳しい財政事情を踏まえつつも、少子化対策を国の基本にかかわる最重要政策課題とする一致した認識の下で、知恵と工夫をもって諸施策を強力に推進し、日本の未来と将来世代のために総力を傾注すること

を強調している。

こうした認識を、国や地方自治体、企業、地域団体、家族等、すべての組織・人々が共通のものとし、少子化対策の一層の推進に向けて取り組んでいくことが肝要である。

(児童・家族関係費の充実)

少子化対策の充実度合いを測るメルクマール(指標)には様々なものがあるが、社会保障給付費全体の中の児童・家族関係給付費の割合をみると、2004(平成16)年度において、全体で85.6兆円のうち3.6%、3.1兆円となっている。高齢者関係給付費は全体の70.8%、60.7兆円となっている。仮に、児童・家族関係給付費を15歳未満人口で除し、高齢者関係給付費を65歳以上人口で除すると、1人当たり給付費は、高齢者は約236万円であるのに対し、子どもは約17万円となる。

第1-2-7図のとおり、高齢化の進展に伴い、年金、高齢者医療費、老人福祉費等が増大

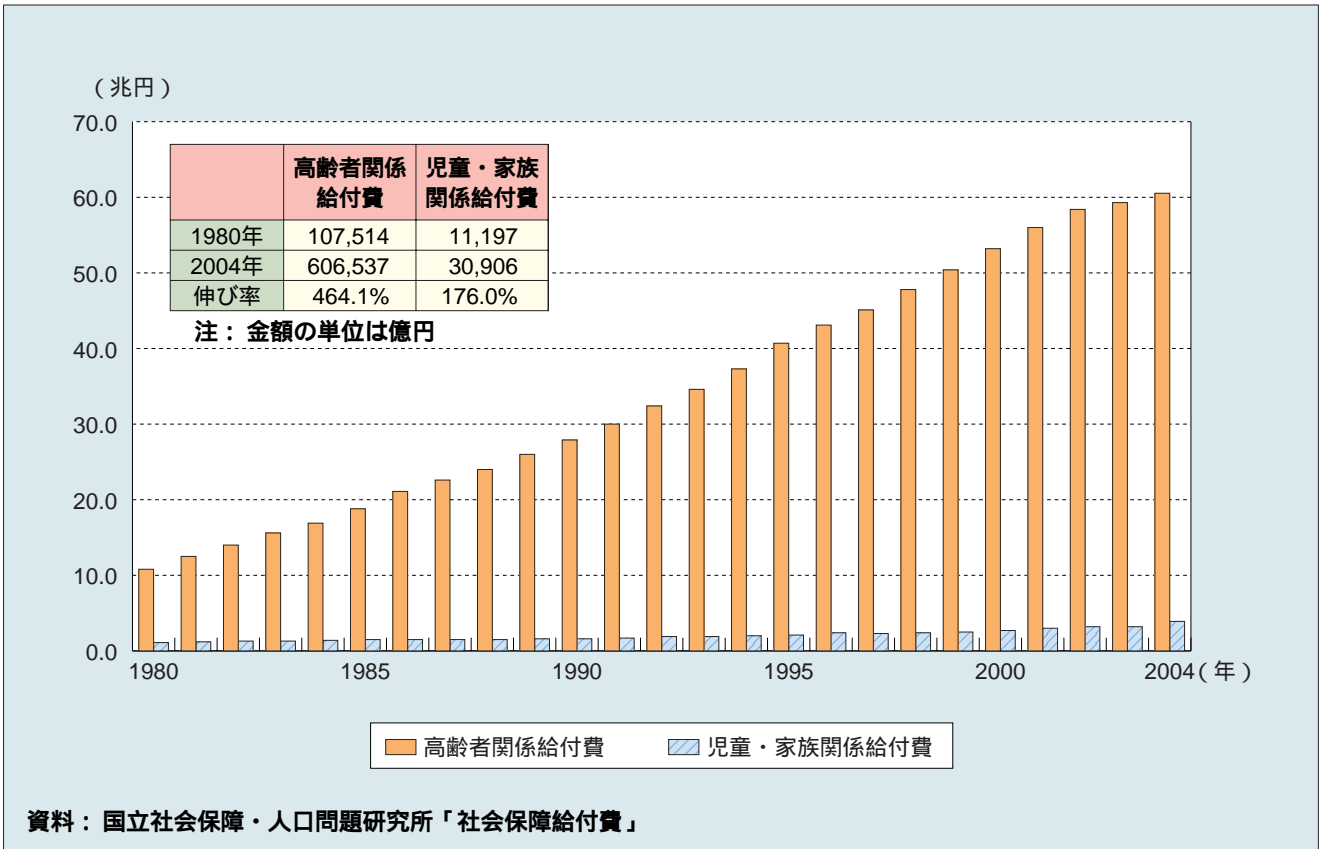
してきたことから、高齢者関係給付費の増大は著しい。それに比べて、児童・家族関係給付費の伸びは小さい。1980(昭和55)年時点では、社会保障給付費に占める高齢者関係給付費の割合は43.4%、児童・家族関係給付費は4.5%であったが、2004年までの伸びが高齢者関係給付費は5.6倍であるのに対し、児童・家族関係給付費は2.8倍であったため、前述のとおり、社会保障給付費における構成比の差が拡大している。

こうした状況の中で、近年、急速な少子高齢化の進行の中で世代間の公平を確保するとともに、制度を持続可能なものとする観点から、年金、医療、介護等の改革が相次いで実施され、この中で高齢者関係給付の見直しも進められてきた。一方、高齢者関係給付費との関係から、直ちに、児童・家族関係給付費がどの程度であるか定められるものではないが、本年6月、官房長官主宰の懇談会である「社会保障の在り方に関する懇談会」最終報告では、「社会保障給付費全体に占める高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の格差・バランスの見直しに取り組むことが必要である」と指摘している。

また、OECD諸国と比較をすると、わが国はGDPに対する児童・家族関係給付費の割合が全体で25番目である。アメリカを除けば、合計特殊出生率とGDPに対する児童・家族関係給付費の割合には相関関係がみられるところである。今後、財源の確保を図りつつ少子化対策を推進していきながら、「子育てフレンドリーな社会」を構築していくことが課題となっている。



第1-2-7図 社会保障給付費における高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の推移



第1-2-8図 各国の家族政策に関する財政支出の規模（対GDP比）

